

2022年1月4日

株式会社 三井住友銀行

NISA口座のみなし廃止措置について

令和3年度税制改正により、2017年以前にNISA口座を開設された方で、以下記載の所定の条件に該当されるお客さまについて、2022年1月1日(土)をもって自動的にNISA口座の廃止手続を行う、みなし廃止措置を実施いたしました。

今後、当行にてNISA口座の利用をご希望される場合は、改めて非課税口座開設のお手続が必要となりますので、最寄りの支店もしくはSMBCダイレクトにてお手続きいただきますよう、お願い申し上げます。

【対象となるお客さま】

以下2点に該当するお客さまは、当行へマイナンバーの届出をいただいていたため、NISA口座を廃止いたしました。

①2017年以前に当行でNISA口座を開設されていること

②2018年以降に当行でNISA口座、つみたてNISA口座の利用がないこと(※)

※NISA口座、つみたてNISA口座にて商品のご購入がなくても、非課税投資枠が設定されている場合はマイナンバーの届出をいただいていたため、NISA口座は廃止しておりません。

【みなし廃止措置について】

令和3年度税制改正に伴い、上記の【対象となるお客さま】のNISA口座について、2022年1月1日(土)をもって非課税口座廃止届出書の提出があったとみなし、廃止いたしました。

廃止時点でNISA口座にて保有されている残高については、非課税保有期間の満了に伴い、自動的に特定口座(特定口座を保有されていない場合は一般口座)に移管しております。

なお、みなし廃止措置に基づくNISA口座廃止の場合、非課税口座廃止通知書は作成されません。

以上